

## 平成30年村上市議会第3回定例会会議録（第1号）

### ○議事日程 第1号

平成30年9月3日（月曜日） 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 13号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について  
報第 14号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 5 報第 15号 村上市一般会計継続費精算の報告について
- 第 6 報第 16号 平成29年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告  
について
- 第 7 報第 17号 専決処分の報告について  
報第 18号 専決処分の報告について
- 第 8 報第 19号 専決処分の報告について  
報第 20号 専決処分の報告について
- 第 9 議第 92号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第 93号 損害賠償の額を決定し和解することについて  
議第 94号 村上市合併特例措置逡減対策準備基金条例を廃止する条例制定について  
議第 95号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について  
議第 96号 （仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約  
の締結について  
議第 97号 市有財産の譲与について
- 第11 議第 98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について  
議第 99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について  
議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
を改正する条例制定について  
議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基  
準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等  
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について

- 第12 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)
- 第13 議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)  
議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  
議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)  
議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)  
議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 第14 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第115号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報第 13号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について  
報第 14号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 日程第 5 報第 15号 村上市一般会計継続費精算の報告について
- 日程第 6 報第 16号 平成29年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報第 17号 専決処分の報告について  
報第 18号 専決処分の報告について
- 日程第 8 報第 19号 専決処分の報告について  
報第 20号 専決処分の報告について
- 日程第 9 議第 92号 専決処分の承認を求めることについて

- 日程第 1 0 議第 9 3 号 損害賠償の額を決定し和解することについて  
 議第 9 4 号 村上市合併特例措置逕減対策準備基金条例を廃止する条例制定について  
 議第 9 5 号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について  
 議第 9 6 号 (仮称)村上市スケートパーク建設(建築本体)工事の工事請負変更契約の締結について  
 議第 9 7 号 市有財産の譲与について
- 日程第 1 1 議第 9 8 号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 9 9 号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 0 0 号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 0 1 号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 0 2 号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
 議第 1 0 3 号 公の施設に係る指定管理者の指定について  
 議第 1 0 4 号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について
- 日程第 1 2 議第 1 0 5 号 平成 3 0 年度村上市一般会計補正予算(第 4 号)
- 追加日程第 1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 1 3 議第 1 0 6 号 平成 3 0 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第 1 号)  
 議第 1 0 7 号 平成 3 0 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)  
 議第 1 0 8 号 平成 3 0 年度村上市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)  
 議第 1 0 9 号 平成 3 0 年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)  
 議第 1 1 0 号 平成 3 0 年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)  
 議第 1 1 1 号 平成 3 0 年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 1 4 議第 1 1 2 号 平成 2 9 年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 1 5 議第 1 1 3 号 平成 2 9 年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第 1 1 4 号 平成 2 9 年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第 1 1 5 号 平成 2 9 年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第 1 1 6 号 平成 2 9 年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第 1 1 7 号 平成 2 9 年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第 1 1 8 号 平成 2 9 年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
 議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について

○出席議員（24名）

1番	小杉武仁君	2番	河村幸雄君
3番	本間善和君	4番	鈴木好彦君
5番	稲葉久美子君	6番	渡辺昌君
7番	尾形修平君	8番	板垣千代子君
9番	鈴木いせ子君	10番	本間清人君
11番	川村敏晴君	12番	小杉和也君
14番	竹内喜代嗣君	15番	平山耕君
17番	木村貞雄君	18番	小田信人君
19番	長谷川孝君	20番	小林重平君
21番	佐藤重陽君	22番	大滝国吉君
23番	大滝久志君	24番	山田勉君
25番	板垣一徳君	26番	三田敏秋君

○欠席議員（1名）

16番 川崎健二君

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	佐藤憲昭君
財政課長	田邊覚君
政策推進課長	東海林豊君
自治振興課長	大滝寿君
税務課長	建部昌文君
市民課長	尾方貞一君
環境課長	中村豊昭君

保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	山	田	和	浩	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	川	崎	光	一	君
観光課長	竹	内	和	広	君
建設課長	伊 与	部	善	久	君
都市計画課長	山	田	知	行	君
下水道課長	早	川	明	男	君
水道局長	川	村	甚	一	君
会計管理者	松	田		明	君
農業委員会 事務局長	鈴	木	美	宝	君
代表監査委員	瀬	賀		良	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消防長	長		研	一	君
学校教育課長	木	村	正	夫	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所 産業建設課長	佐	藤	義	信	君
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局長	小	林	政	一
事務局次長	大	西	恵	子
係長	鈴	木		涉

午前 9時59分 開会

○議長（三田敏秋君） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は24名です。欠席の届け出のある者1名です。定足数に達しておりますので、これから平成30年第3回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いいたします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 皆様、おはようございます。本日、平成30年村上市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、このたびの平成30年7月豪雨により、西日本を中心に15府県で220人を超える方が犠牲となり、甚大な被害が発生いたしているところであります。豪雨災害では、平成に入ってから最悪の被害状況となっております。犠牲となられました方々のご冥福を心からお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆様方にも謹んで哀悼の意を申し上げます。

本市といたしましては、県からチームにいがたとしての応援要請があり、家屋被害認定調査のため職員2名を7月19日から21日まで3日間、岡山県倉敷市に派遣をいたしております。また、直ちに本庁、支所を初めとして義援金の募金箱を設置させていただいております。本市といたしましては、引き続き被災地復興のためできる限りの支援をまいりますので、議員各位を初め市民の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をご祈念申し上げる次第であります。

さて、本日提出いたしました議案は、報告8件、専決処分の承認1件、損害賠償の額を決定し和解する件1件、条例の廃止1件、条例の一部改正5件、契約の締結1件、工事請負変更契約の締結1件、市有財産の譲与1件、指定管理者の指定1件、指定管理者の指定期間の変更1件、補正予算7件、決算認定11件の合わせて39件であります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶いたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、7番、尾形修平君、21番、佐藤重陽君を指名いた

します。ご了承願います。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取り扱いについてを報告お願いいたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 尾形修平君登壇〕

○議会運営委員長（尾形修平君） 改めまして、皆さんおはようございます。それでは、会期日程案及び議案の取り扱いについて申し上げます。

平成30年第3回定例会の会期及び議案の取り扱いを協議するため、去る8月27日午前10時から市役所第1委員会室において、委員8名、議長、副議長、各常任委員長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果について報告いたします。

会期につきましては、本日9月3日から9月28日までの26日間といたしました。

審議日程につきましては、本日の本会議で諸般の報告の後、即決事件の審議を行い、採決の後、残る議案の上程を行い、それぞれ提案理由の説明を求めた後、各常任委員会へ付託いたします。また、一般会計補正予算及び一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査については特別委員会を設置し、これを審査することといたしますので、よろしくお願いたします。

5日、6日、7日の3日間は本会議を開催し、一般質問を行います。

11日、12日は総務文教常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、13日、14日は市民厚生常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会、18日、19日は経済建設常任委員会及び一般会計予算・決算審査特別委員会の分科会をそれぞれ開催し、付託議案の休会中の審査をお願いいたします。

したがって、各分科会での審査を総括するため、25日には全体会を開催し、各分科会長からの審査報告を受けた後、採決を行い、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

9月28日は本会議を開催し、各委員長から委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議を行い、即決といたします。

次に、議案の取り扱いについて申し上げます。理事者提案の議案の取り扱いについては、以下議案名を省略させていただきますが、報第13号及び報第14号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

報第15号、報第16号についてはそれぞれ単独上程とし、質疑の後、報告を終わります。

報第17号及び報第18号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

報第19号及び報第20号については一括上程とし、一括質疑の後、報告を終わります。

次に、議第92号については単独上程とし、質疑、討論の後、ボタン式投票による即決といたします。

議第93号から議第104号までの12議案については、それぞれ各常任委員会に付託することとし、議第93号から議第97号までの5議案については一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第98号から議第104号までの7議案については一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算(第4号)については単独上程、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

次に、議第106号から議第111号までの平成30年度村上市各特別会計補正予算の6議案については一括上程、一括質疑の後、議第106号については総務文教常任委員会へ、議第107号及び議第108号の2議案については市民厚生常任委員会へ、議第109号から議第111号までの3議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については単独上程とし、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託いたします。

最後に、議第113号から議第122号までの平成29年度村上市各会計歳入歳出決算の認定については一括上程、一括質疑の後、議第113号及び議第114号の2議案については総務文教常任委員会へ、議第116号から議第118号までの3議案については市民厚生常任委員会へ、議第115号及び議第119号から議第122号までの5議案については経済建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

次に、一般質問の通告は8月29日の正午で締め切ったところ、12名の通告がありましたので、9月5日及び6日はそれぞれ5名、7日は2名が3日間の日程で本会議において一般質問を行うことといたします。

最後に、討論の通告及び請願・陳情に伴う意見書の提出期限は9月26日、その他の意見書の提出は9月10日のそれぞれ正午となっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で議会運営委員会の協議内容と結果についてのご報告を終わります。

○議長(三田敏秋君) ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により、本日から9月28日までの26日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) ご異議なしと認めます。



よって、本定例会の会期は本日から9月28日までの26日間と決定をいたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

最初に、有限会社笹川流れ夕日会館に対する建物の明け渡し請求訴訟の件についてであります。去る7月17日に新潟地方裁判所新発田支部におきまして、平成29年5月29日の訴訟の提起から2回の口頭弁論と10回の弁論準備手続を経て、訴訟上の和解が成立をいたしました。和解によりまして、平成30年8月31日をもって本市に建物の明け渡しがなされ、翌日の9月1日から次の指定管理者が決まるまでの間、市で笹川流れ夕日会館の管理運営を行うことといたしております。議員各位並びに市民の皆様には、大変ご迷惑とご心配をおかけいたしました。引き続き道の駅として地域の活性化を実現するための拠点施設として、その持てる機能をしっかりと発揮してまいります。

次に、公務中の職員による交通死亡事故についてであります。平成30年8月6日午前10時30分ごろ、村上市勝木地内国道7号において公務のため金融機関へ向かう途中の非常勤特別職職員が運転する公用車が前方で右折しようとしていた原動機付自転車の左後方部に追突をいたしました。これにより、原動機付自転車の運転者の尊い命を失うという事故を起こしてしまいました。改めて、お亡くなりになりました被害者の方のご冥福を心よりお祈りいたしますとともに、ご遺族並びにお勤め先の方、また関係者の皆様に深くおわびを申し上げます。これまでも、市といたしましてはご遺族に対しまして丁寧に対応させていただいているところでありますが、今後の賠償責任につきましても、誠心誠意対処させていただく所存であります。事故の詳細につきましては、警察当局によって捜査中ですので、詳細がわかり次第関係者の処分について厳正に対処してまいります。

交通法規を遵守し、範となるべき市職員がこのような事故を起こしたことはまことに遺憾であり、議員各位並びに市民の皆様におわびを申し上げます。職員に対する交通法規の遵守及び交通安全の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起を行ってまいりましたが、今回の重大事故を受けて改めて交通法規違反を犯さないよう、綱紀粛正の徹底を指示いたしましたところであります。また、公用車の事故防止のため、交通事故・交通違反のあった職員を対象に毎年行っております交通安全講習会のほかに、全職員を対象とした安全運転講習会を早急に行い、職員の交通事故防止への意識の向上と模範意識の徹底を図り、公用車の事故撲滅に努めてまいりたいと考えております。市民の皆様から失われた信頼の回復に向け、全力で一層の職務に精励していく所存であります。

次に、災害の発生状況であります。平成30年第2回定例会でご報告申し上げた以後、配付報告書

のとおり火災は建物火災 2 件、林野火災 3 件、車両・その他火災 2 件で、計 7 件であります。

次に、8 月 6 日及び 8 月 16 日の豪雨による被害状況についてであります。最初に、8 月 6 日の豪雨につきましては、前日の夕方から降り続く雨の影響で、5 日の午後 11 時 50 分に山北地域に土砂災害警戒情報が発令され、6 日午前 0 時 20 分に災害警戒本部を設置し、警戒に当たりました。大雨の範囲は、山北地域の一部に限定され、県道山北関川線が連続雨量の通行規制値の 120 ミリを超えたため通行どめとなり、農地・農業用施設等を中心に 22 件の被害状況が報告されましたが、幸い家屋や人的被害の報告はありませんでした。その後、雨は次第に弱まり、同日午前 6 時 25 分に土砂災害警戒情報が解除され、災害警戒本部を解散をいたしたところであります。

次に、8 月 16 日の豪雨についてであります。早朝から降り続いた大雨の影響により、午前 7 時 30 分に朝日地域に土砂災害警戒情報が発令され、午前 7 時 50 分に災害警戒本部を設置し、警戒に当たりました。山北、朝日地域を中心に雨の範囲が広がり、山北地域で連続雨量が通行規制値の 120 ミリを超えたため、5 路線の県道で全面通行どめとなり、また高根川では水防警報レベル 2 に到達をいたしました。しかし、午後からは雨足も弱くなり、午後 3 時 5 分に土砂災害警戒情報が解除され、その後災害警戒本部を解散をいたしたところであります。

なお、被害状況につきましては、神林、朝日、山北地域の農地・農業用施設を中心に 25 件の被害状況が報告されております。また、復旧に必要な経費につきましては、既決予算で対応したもののほか、今定例会において補正予算を計上させていただいているところあります。

次に、8 月 30 日から大雨の対応についてであります。低気圧や活発な秋雨前線の影響で、8 月 31 日の午前 2 時ごろから同日夕方まで市内全域に時間雨量 10 から 20 ミリの雨が断続的に降り続き、特に山北地区においては、時間雨量 50 ミリの豪雨が予想され、土砂災害及び河川の氾濫を警戒するため、災害警戒本部を 30 日の午前 9 時に立ち上げ、避難所開設等の準備について対応をいたしました。その後、午後 1 時 30 分に災害警戒本部から災害対策本部に移行し、市民の生命の安全確保を最優先とし、夜間の避難を避け、早目の避難行動が必要であると判断し、大雨警報や土砂災害前ぶれ情報発令前ではありましたが、午後 3 時に市内全域の 2 万 2,856 世帯、6 万 663 人に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令をいたしました。避難所の開設状況につきましては、村上地区で 6 カ所、荒川地区で 1 カ所、神林地区で 2 カ所、朝日地区で 1 カ所、山北地区で 2 カ所の計 12 カ所の避難所を開設し、午後 3 時 30 分から翌日 31 日の午後 1 時 30 分まで、最大で 251 人の方が避難されております。また、児童・生徒の安全性を考慮し、31 日は市内 28 校の小・中学校を全て臨時休校といたしました。その後、雨は小康状態となり、洪水警報が解除され、31 日午後 3 時をもって避難準備・高齢者等避難開始情報を解除をいたしました。この解除に伴い、12 カ所の避難所も閉鎖し、災害警戒本部に移行いたしました。引き続き大雨による警戒体制を継続をいたしたところあります。

その後、午後 7 時ころより山北地区の勝木雨量観測所で時間雨量 30 ミリ以上の雨が記録され、勝木集落の裏山の一部が崩落をいたしました。これにより、土砂が防護柵を乗り越え家屋に流入した

1世帯を含め、3世帯、3人が自主避難をいたしております。また、寝屋集落の裏山で山鳴りのような音が聞こえているので、避難したい旨の連絡が山北支所に入りました。この連絡を受けまして、直ちに災害対策本部を設置し、土砂災害の危険性が高まり、寝屋集落住民の安全を確保するために緊急避難が必要であると判断し、午後10時15分、寝屋集落の79世帯、232人に避難指示（緊急）を発令し、山北ゆり花会館に避難所を開設をいたしました。避難に当たっては、支所職員、消防団員が1軒1軒を回り伝達するとともに、あわせて集落内の告知放送により周知を行い、午前0時には出戸を除いた寝屋集落の42世帯、108名の避難を完了いたしております。翌日の9月1日正午には天候が回復傾向にあり、災害発生のおそれが低く、緊急的な避難の必要性がなくなったと判断し、避難指示（緊急）から避難勧告に対応レベルを移行したところであります。

また、国道、県道におきましては、のり面の崩壊や土砂の流出が確認されるなど、引き続き土砂災害の危険性があるため、一時国道345号と県道4路線が全面通行どめとなり、主要道路が寸断されましたが、国道345号は9月1日の午後1時に全面通行どめが解除となり、現在片側交互通行による通行が可能となっております。県道におきましては、北中府屋停車場線が現在も全面通行どめの状態となっております。その後、9月2日朝の時点で土砂災害の警戒の必要がなくなったと判断し、災害対策本部において寝屋集落に対して発令中の避難勧告を午前9時30分に解除をいたしました。家屋への土砂流入などにより自主避難をしておりました勝木集落の3世帯、3人と県道北中府屋停車場線において道路の崩落があり、土砂の一部が家屋に流れ込む可能性のある荒川集落の1世帯、2人に対し新たに避難勧告を発令し、引き続き山北ゆり花会館を避難所として避難者の対応に当たっているところであります。

この大雨による災害の状況については、9月1日からのパトロール巡視や市民からの情報提供などにより、各施設の被災状況の把握に努めているところであります。今後におきましても、市民の安全を最優先に対応いたしてまいります。

次に、寄附の申し出についてであります。寄附につきましては、配付報告書のとおりであり、多くの善意が寄せられました。ふるさと村上応援寄附金につきましては、本年5月から7月までの間に1,478件、総額で2,983万3,000円の申し込みを受けることができました。また、企業版ふるさと納税寄附金につきましては2件、金額で310万円の寄附をいただいたものであります。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

19番、長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） おはようございます。今回の30日、31日の豪雨についてちょっとお聞きしますけれども、避難先の251人の内訳を教えてくださいたいのです。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 申しわけございません。内訳については今手元にご覧いただけますので、後ほどご報告したいと思います。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 市長のほうから各避難先何人というような形で報告が本来だったらあるべきなのではないかというふうに思いますが、後でも結構ですので、よろしく願います。

それで、私も岩船中学校がその避難先の一つだったもので、何回か行ってきたのですけれども、ほかの海府のほうからも電話とかもいただきまして、実は介護度3ぐらいの認定を受けている方がか海府のほうは避難されたというのは、やっぱり土砂崩れとかあるということを踏まえて、そういうふうに避難したのだと思うのですが、行きましたら毛布とか用意されていないので、毛布というのはあの時期からいったらちょっと暑いので、タオルケットとかも用意されていないものだから、うちに一旦帰って、それで用意してまた避難先に行ったということなのです。ですから、例えばタオルケットとか用意されていないのだったら、事前にタオルケットを持ってきてくださいとかというような対応もやっぱりすべきでないかと思うのですが、その辺の毛布に関しては備蓄されていると思うのですけれども、夏場のタオルケットとかというのに関してはどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） タオルケットは備蓄はされてございませんで、薄い毛布を各避難所に、たしか避難所によりましてけれども、100枚程度用意してございます。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○19番（長谷川 孝君） 岩船中学校の場合には、確かに100枚というふうに私も聞きました。でも、用意されていないところもあったというふうに私は聞いているので、その辺に対してよく確認していただきたいというふうに思います。というのは、薄い毛布があればタオルケットなんかまた戻って持っていく必要ないので、その辺についてちょっともう一回確認をしていただきたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 当然災害避難所開設に当たっては、そういった避難の物資がない避難所については事前に倉庫から運搬をしてから、それから避難の運営に当たるということでございますので、当然段ボールベッドとかトイレとか必要なものは事前に運んで用意をしております。

なお、詳しいことは福祉部長になります福祉課長から報告させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（山田和浩君） 今ほどの避難所の物資ということでございますけれども、各小・中学校につきましては、避難物資がこれだけ準備されているというものを本部からいただいて、各学校のほうに配置しました職員に渡してございました。それ以外のところだと、常時置いていないとこ

るもありますので、追加で持っていくというふうなところも実際にはございました。

今ほどの上海府小学校ですけれども、小学校内には物資としてはあったというふうに私は認識しているのですが、行った人間との疎通のほうがいま一つだった、実際に用意できなかったとなれば、疎通のほうのひとつ問題だったのかなということで、それについては今後の反省点として十分な対応をさせていただきたいと思います。

○19番（長谷川 孝君） 終わりましたか。

○議長（三田敏秋君） 人員の報告は後でしますので。

○19番（長谷川 孝君） わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） それでは、私も一、二点担当者並びに総務課長なのかもしれませんが、ちょっとお伺いしたいと思います。

私も、今回の集中豪雨が山北のほうが特に被害が大きかったということで、地元の議員とともに山北の避難所、特にゆり花会館のほうに行ってきたわけですけれども、そちらのほうに夜間ということで、避難したのが夜間という時間帯でございました。10時過ぎという格好で、多分大変なご苦労をして避難したと思いますが、総務課長、その辺のところ私行ったときには高齢者寝たきりの人もいました。当然どのような格好で寝ているのかということで、翌日だったのですけれども、ほとんどごさの上に毛布1枚、講堂では。それから、日本間では畳の上に毛布1枚という格好で、簡易のベッドなんか一つもありませんでした、段ボールベッドなんか。そういうことも考えて、今回のこういう避難の状況ということで、夜間のはっきり言えば避難するという100人からの避難者をどういうふうな格好で避難させたのか、詳細わかりましたら報告願いたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（斎藤一浩君） 今回は、寝屋集落の方を含めまして108名の方に避難をいただいております。私どものほうで避難物資の搬入を食料品、それから毛布、それから段ボールベッド、その他必要と思われるような物資を搬入をいたしまして、ご利用をいただくということで計画をしておりました。

今ほど寝たきりの方とかというお話もございましたが、車椅子をご使用の方もおいでになりましたので、そういったような方につきましては、私どもの庁用車の車椅子で移動が可能な車を含めまして、2台寝屋集落のほうに配備をいたしまして、そこからその庁用車をご利用いただいた方もおいでになります。そのほか、自主的に自分の車でおいでになった方もおられますが、そういったような状況で避難のほうを私どものほうで誘導させていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 夜間ということで、大変なご苦労して、けがもなく避難させたということで、大変ご苦労さまと申したいと思います。

ところで、もう一点お伺いしたいと思いますが、今回の避難に対して、夜間以前に高齢者の方は事前に明るいうちに避難してくださいという格好で、事前避難というのがあったと思うのですけれども、そういう方々が私もちょっと見たのですけれども、ゆり花会館に明るいうちに避難した高齢者、民生委員の方が送ってきたというのが私現場で見たのです。今回そんなふうな格好で民生委員の方を使ってお願いして、避難してよかったなと私は見たのですけれども、その辺のところの周知とかは、やはり自主的にやったものなのですか、それとも支所のほうから民生委員の方をお願いしたのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 山北支所長。

○山北支所長（斎藤一浩君） 私のほうも、現場のほうに赴きまして寝屋の総代さんとお話をさせていただいております。民生委員の方につきましては、見守りカードの活用につきまして集落総代さんと、それから民生委員の方、年に1回になるのですけれども、打ち合わせをさせていただいております。いざというときには民生委員さんと総代さんが協力をして避難に当たると。その場合、要配慮者の方につきましては、その方をどういったような手助けをされるのか、ご近所の方だとか、その方に対しまして避難のお手伝いをしていただくような担当の方を決めておりますので、そういったような形で動かれたものと思っておりますし、集落総代さんのほうからもお声がけをいただきました。今回避難に当たっては、集落総代さんのほうをお願いをして、常備薬というか、日常服薬している薬はお持ちになって避難してくださいということを避難に当たって集落内で告知放送をお願いしたという経緯でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） この見守りカードというの、特にこういう災害のときに有効に活用して活用できたということで、どこの支所で起きるかわかりませんが、十分こういう非常の事態には大いにそういうものを利活用し、けがのないよう、漏れ落としのないようにひとつお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） 10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） お疲れさまです。1点目ですが、夕日会館の件で、今市長からご報告上がりました。その部分で、1点ちょっとご質問させていただきたいと思えます。

7月17日の和解の裁判は、私も同席させていただきまして、課長もそのときいたのはわかると思えます。裁判官から、私まで意見は言えないと思っていたのですが、私の意見も言っていたいいということでしたので、皆様が退席されてから私も裁判官に対して意見を述べさせていただきました。その経緯の中で、一般質問今回夕日会館やられる方何人がいらっしゃいます。私もやりますので、そのときに詳しくやりますけれども、その前にきょうその報告が出たので、1点だけ確認させてください。平成27年につくりました観光ロードマップ、ここに道の駅というのが全て載っています、神

林、朝日、それと山北、それに夕日会館の道の駅。ところが、今回新しくつくったものは、全て同じ、写真も同じ、そして平成27年にも同じとなっているのですが、なぜか夕日会館の笹川流れ道の駅だけがそこから外されています。その裁判のときに、国土交通省さんもずっと、ずっと裁判同席しているわけですが、その結果を受けて今回のロードマップから削除したのか、その辺だけ1点教えていただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） その経緯詳しく把握しておりませんので、後日ちょっと国土交通省がつくったものであれば、確認させていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 一般質問でやりますので、それまでよろしく願いいたします。

それともう一点、事故の件なのですけれども、山北のこの事故ありました。今市長から謝罪のお言葉あったわけではありますが、これは教育長の関係のほうですね。それで、前回も少し大きい事故がありまして、そういった事故のたびに、今後そういうことがないようにその善処をいろいろやっていますということでもあります。臨時のその職員、今回続いてこのような事故。今回は、相手方が死亡してしまうという大きな事故になってしまったわけですが、教育長、その辺のことについて教育長からは何かお言葉ございませんでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当にまずもって、8月6日発生の交通事故によりお亡くなりになられた方でご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の皆様、関係者の皆様に対し心よりお悔やみと謝罪を申し上げます。本当に前途ある若者の命が一瞬で奪われてしまったことに対する責任は、本当に教育委員会としても非常に大きいと思っております。

たび重なる教育委員会所属職員の重大加害交通事故発生に、教育長としても本当に責任を痛感しているところです。日ごろより定期的にタイムリーに指導は重ねているところではありますけれども、やはり所属職員一人一人の心に響かない、内面化されていないというところに大きな落ち度があったものと思われまます。今後十分検証して、交通安全の徹底、綱紀粛正に努めてまいりたいと思います。本当に申しわけありませんでした。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） あと総務課長です。こういった事故あるたびに、例えば外に、遠いところに行く場合、新潟に行くときあるのでしょうかけれども、前回その対処として1人行動させないように、例えば同乗者を乗せていくとか、いろんな善処していくということを言っていたやさきにまたこのような事故になってしまった。また、ドライブレコーダーをつけていればいろんなその検証、またそのこともわかるのだろうということで、あるたびにそういったことは言っているわけではありますが、起こした方も起こすつもりで当然乗っていない。私も、車を当然運転して、いつもああ、危な

いな、そういった思いもあるわけでありまして、また事故の確率としても、やはり車の事故というのは一番多いわけですから、それがいつ何どき私がそういったことがあることも承知の上で言っているわけでありましてけれども、その中でやはりドライブレコーダーであるとか、本当に身近なところからやりましょうよということを言っておいて、総務課長もその辺については、全台というわけにはいかないけれども、例えば外に出るときには、そのドライブレコーダーを搭載した車で行っていただくとかいろんな面、または遠いところに行く場合には、同乗者乗せて2人で行動させると、居眠り運転などの防止にも努めたいというような話も前していたわけですが、今回もまたこのようになってしまいました。それについて、本当に対処、善処しているのかどうか、総務課長からもう一度その辺をご報告いただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 本間議員からのご指摘いただきまして、ドライブレコーダーについては、特に遠くに出る庁舎車を優先的に今整備を進めております。

ただ、全台、公用車を含めると222台まだ未設置でございますので、一挙にとというわけにはいきませんが、ドライブレコーダーそのものは1万1,000円ぐらいの金額なのですが、そのつけるに当たって1台1台業者が取りに来るといふふうになると手数料かなりかかるということで、その設置方法も含めて次年度に向けてこれは全台というわけにはなかなか、リースの車でございますので、全台設置するように努力してまいりたいというふうを考えておりますし、また職員に対する交通安全マナーといいましょうか、交通安全の講習等につきましては、全職員を対象とした厳しいといいましょうか、内容の濃い講習会をこの9月に直ちに開催したいというふうを考えております。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで諸般の報告を終わります。

---

日程第4 報第13号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第14号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第13号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について並びに報第14号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてを一括議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第13号及び報第14号につきましてご報告を



申し上げます。

これら2件は、村上市が出資をしております2つの法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものであります。

最初に、報第13号は、公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これらを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに創造性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしており、平成18年度から市の指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営に加え、平成29年度からは、新たに縄文の里・朝日の管理運営も行っております。

平成30年度の事業計画についてであります。同公社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行い、事業費は総額2億2,044万9,346円であります。また、平成29年度の事業実績では、計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業などそれぞれ事業目的に沿って実施し、その収支は配付の事業報告書のとおりであります。

次に、報第14号は、公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当公社の前身であります財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に設立され、以後農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取り組みにより、地域産業の振興を図ることを目的に運営をいたしております。特に中山間地の条件が不利な地域の農作業受託は、国土保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。

平成30年度の事業計画についてであります。天候の影響を受けやすい米の生産を圃場条件に適した品種の作付と作業効率の向上を図り、適正な生育管理のもとで反別当たりの増収を目指すとともに、全体目標として事業計画にあります数値達成に向け、努力をいたしております。

次に、平成29年度事業実績では、事業収入が計画に対し135.4%、約2,155万円の増加となりました。増加の要因は、過年度産米の追加払いを受けたことと、大雪による道路除雪の収益増が主なものであります。

一方、支出面につきましては、事業費及び管理費全般において経費の節減に努めました。その収支は、配付の事業実績報告書のとおりであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

17番、木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ちょっとわからぬところあるので、お聞きしますけれども、報第14号、山北の産業振興公社の経営状況なのですが、ページが1ページに事業報告、実績書かれておりますけれ

ども、この上から3番目、田植・施肥とあるその項目ですけれども、計画が4.2ヘクタールで実績が4.9ヘクタールとふえているのですけれども、実績がマイナス19万6,253円となっておりますけれども、これはどのような関係なのですか。普通であれば増額になるのだけれども、逆にマイナスになっているということで。詳細についてわからなければ、後でいいですけれども。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 大変申しわけございません。詳細把握してございませんので、後ほどということをお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） もう一つは、そのずっと下、補助金あるわけですけれども、補助金の内訳が6ページに記載されておりますけれども、上のほうは中山間地の支払いでこれいいのですけれども、下のほうのこの補助金というのは、農機具か何かの補助金なのですか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 理事長を授かっておりますので、私の知り得る範囲でのお答えでございますけれども、昨年農薬散布にドローンを購入いたしました。この県からの補助金が入っていたかと思しますので、それに当たったものというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それでは、この下に書いておりますけれども、償却の分は振りかえがございませぬ。1ページの表のほうの振替額としてこれ載っておりますけれども、あとの81万1,510円というのが貸借対照表では正味財産のほうに記録されているので、現金でないからここに記入されていないということで、そういうことですよ。

○議長（三田敏秋君） 農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 今公社理事長、副市長が申し上げましたドローン購入した分の補助金ということで、その分の当期減少額ということで9万7,490円と計上しております、その残高ということで計上した81万1,000円ということでございます。

○17番（木村貞雄君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第5 報第15号 村上市一般会計継続費精算の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第15号 村上市一般会計継続費精算の報告についてを議題いたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました報第15号につきましてご報告を申し上げます。

本案は、一般会計継続費精算の報告についてであります。平成28年度及び平成29年度の2カ年継続事業で実施をいたしました荒川郷ごみ処理場解体事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算の上、これを報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第6 報第16号 平成29年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第6、報第16号 平成29年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました報第16号につきましてご報告を申し上げます。

本案は、平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会に報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第7 報第17号 専決処分の報告について

報第18号 専決処分の報告について

○議長(三田敏秋君) 日程第7、報第17号及び報第18号 専決処分の報告についての2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第17号及び報第18号の2議案につきまして一括してご報告申し上げます。

報第17号及び報第18号は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

最初に、報第17号は、平成30年3月20日、村上市塩町地内の市道堤防線を走行中の原動機付自転車が市道上の舗装剥離によってできた段差により転倒し、身体に創傷と打撲を負い、車両を損傷させ、衣服が破れたものであります。市道管理上の瑕疵により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき理由も認められないため、通院治療費、車両修繕費及び衣類の弁償費用として1万9,350円を賠償するものであります。

次に、報第18号は、平成30年5月22日、村上市梨木地内グリーンパークあらかわ総合運動公園において、職員が刈り払い機で草刈り作業中、飛び石により駐車場に駐車してある相手方車両のリア右ドアガラスを損傷させたものであります。職員の過失により発生したものであり、相手方の責めに帰すべき理由も認められないため、車両修繕費として2万2,259円を賠償するものであります。

以上、ご説明させていただいた2件につきましては、いずれも示談が成立したことから、このたび報告するものであります。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

---

日程第8 報第19号 専決処分の報告について

報第20号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第8、報第19号及び報第20号 専決処分の報告についての2議案を一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第19号及び報第20号の2議案につきまして一括してご報告申し上げます。

最初に、報第19号は、（仮称）村上市スケートパーク建設（機械設備）工事の工事請負契約の変更契約の締結についてであります。本工事に関する契約につきましては、平成30年1月18日、第1回臨時会においてご議決をいただき、工事に着手したものでありますが、請負額に変更が生ずることから、設計変更に伴う変更契約を行ったものであります。

変更内容といたしましては、平成30年2月16日に国土交通省が決定をした平成30年3月以降適用の公共工事設計労務単価について、本市におきましても当該単価の運用に係る特例措置を講ずることとしており、本工事が特例適用の対象となることから、公共工事設計労務単価の上昇に伴う請負代金の変更により10万9,217円を増額し、工事請負金額を1億4,559万7,118円に変更するものであります。

次に、報第20号は、荒川地区公民館建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結についてであります。本工事に関する契約につきましては、平成30年第1回定例会においてご議決をいただき、工事に着手したものであります。請負代金に変更の必要が生じたことから、設計変更に伴う変更契約を行ったものであります。

変更内容といたしましては、平成30年2月16日に国土交通省が決定をした平成30年3月以降適用の公共工事設計労務単価について、本市におきましても当該単価の運用に係る特例措置を講ずることとしており、本工事が特例適用の対象となることから、公共工事設計労務単価の上昇に伴う請負代金の変更により453万2,095円を増額し、工事請負金額を5億9,853万2,095円に変更するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前10時58分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

総務課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで総務課長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） 申しわけございませんでした。先ほど長谷川議員からのご質問で、各避難所の避難人数をとということでございますが、午後11時、23時現在でお答えさせていただきたいと思っております。

村上小学校、男女込みでございますが、81人、それから村上南小学校36名、それから岩船中学校3名、それから瀬波小学校11名、実際は10時現在は大変こちらのほうが多うございまして、13名でございました。それから、上海府小学校が16名、それから農村環境改善センター20名、それから荒

川公民館18名、砂山小学校9名、神納中学校4名、朝日保健センター21名、さんぼく会館9名、山北ゆり花会館23名の合計で251名でございます。

なお、先ほどご質問の関連でございますが、この中で65歳以上の高齢者の割合でございますが、これはあくまでも見た目の人数でございますして、本人に65歳以上ですかと聞いたわけございませんが、申しわけございません。251名のうち219名、率にしまして87.2%でございます。この辺も考慮しまして、今後の避難所対策に当たりたいと考えてございます。

以上であります。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

---

日程第9 議第92号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第92号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第92号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めます。

歳入歳出それぞれに1,070万円を追加し、総額を344億9,840万円にいたしました。

補正の内容は、笹川流れ夕日会館建物明け渡し訴訟の和解に伴う経費及び明け渡し後の施設運営に係る経費であります。歳入におきましては、第13款使用料及び手数料で山北道の駅販売手数料として325万3,000円を、第19款繰越金で前年度繰越金556万4,000円を、また第20款諸収入で自動販売機設置電気料及び山北道の駅売店売上金、合計188万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で弁護士委託料180万3,000円を、第8款土木費で山北道の駅管理経費887万5,000円をそれぞれ追加をいたしました。

よろしくご審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

10番、本間清人君。

○10番（本間清人君） これ、山北道の駅と出ているわけですが、その一般管理経費の中に弁護士委託料180万3,000円。前に、そういう訴訟を起こしますよといったときに議会に提出したのは140万円くらいでしたか。そうすると、今回のこの補正予算を含めまして実際にこの裁判費用、もう

今和解したわけでありますが、お幾らの弁護士になったのか教えていただけますか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） お答えいたします。

裁判費用でございますが、まず成功報酬につきましては201万8,315円、それから提訴部分、起訴部分の報酬、着手金、それから印紙や予納金も含めて108万7,657円でございます。このたびの補正につきましては、その不足分としまして、成功報酬も含めて180万3,000円の予算をお願いしているものでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 裁判訴訟に関しては、7月17日までの裁判で何回も弁論等ございましたでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 口頭弁論が2回、それから準備手続として10回、計12回でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間清人君。

○10番（本間清人君） 市でいろいろ弁護士費用等今までも何回か払うケースがあったか、ちょっとそれは私も定かではないのですが、その経費分としてこの弁護士というのが妥当な報酬なのか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（佐藤憲昭君） これは、日弁連が積算した額に準じた金額になってございますので、正当な金額と判断しております。

○10番（本間清人君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 支出のほうについてちょっとお伺いしたいと思います。

多分今回の道の駅の支出管理経費ですけれども、9月からこれは来年の3月までの経費という格好で、確認ですけれども、その辺のところちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 今回の訴訟上の和解で発生いたしました買い取り備品を含め、当初予算のときに3カ月分を予算をいただいておりますので、3月までの不足分について補正を計上させていただきます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） その中のその他の備品の購入費という格好で130万3,000円ですか計上されているわけですけれども、今回の和解の中で、多分相手方が持っている備品の購入だと思っておりますけれども、想定されますが、どのぐらいの割合というのだから、残存物件価格で購入するという和解になっているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 今議員おっしゃいましたように、取得価格、取得年月日がわかるものについては減価償却費させたもの。不明なものについては、5%の残存価格として計上をさせていただいたものであります。

和解の上限額として定めました額が123万1,015円に、購入に当たり消費税がかかりますので、予算額で133万円を計上させていただいたというところでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○3番（本間善和君） 今5%という数字が出てきたわけですが、これはやはり和解の中で裁判所から示されたパーセントなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 条件整理の中で適正な額の定め方について私どももご提示させていただきまして、向こう側も5%ということでご了解をいただいたわけでございます。

○3番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） 21番、佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） ちょっと1点お聞きしたいのですが、この案件については、前々から時間をかけて、しかも司法の手もかりて解決しようとして取り組んできたものであります。そのものの補正予算、当初予算に上がっている。追加の予算が限られているからということなのかもしれないけれども、なぜ専決処分という形で出してきたのか。今この時期であれば、何らかの形で補正予算を上げるのに、専決というよりは議論尽くしてきた問題であります。そういうことを考えたら、何で通常の形の定例会の中の補正に上げずに専決という形でこういう形に持ってきたのか、その辺の考え方ちょっとお聞かせください。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 先ほど市長答弁にございました7月17日和解しております。和解に当たって、訴訟上の和解の前に合意しなければなりません。先ほど本間善和議員にもありましたように、その和解項目、和解するに当たって予算の裏づけがないと和解ができませんので、7月17日、和解日でその予算を確保しておく必要があったために専決処分とさせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○21番（佐藤重陽君） であるならば、上げてくるこの専決処分の中の予算というの、もう少し限定したものでよかったですのではないですか。何か今の本間議員に対してもそうですが、今年度分の運営費も含めたような補正であるように聞こえたのですが、その辺はいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 観光課長。

○観光課長（竹内和広君） 8月31日をもって明け渡しをするに当たりまして、さまざまなリース契約等引き継がなければならないものがございます。その関係で、9月1日からの契約行為、例えば



引き継ぐ形のを業者から見積もりをとってとか考えますと、それに必要経費、それから職員の雇用もしなければなりません。その経費も含めまして補正をさせていただいたというところあります。

○21番（佐藤重陽君） わかりました。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議第92号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第92号をボタン式投票により採決いたします。

投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議第92号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

日程第10 議第93号 損害賠償の額を決定し和解することについて

議第94号 村上市合併特例措置逡減対策準備基金条例を廃止する条例制定  
について

議第95号 村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について

議第96号 （仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請  
負変更契約の締結について

議第97号 市有財産の譲与について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第93号から議第97号までの5議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第93号から議第97号までの5議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第93号は、平成30年6月9日、村上市小揚地内、市道小揚・柳生戸線において木材を積んだ4トンダンプが柳生戸地区から小揚方向へ走行中、市道路面の陥没が発生し、車両右後輪が

陥没した穴に落下し、相手方車両を損傷させたものであります。幸い運転者にはけがはありませんでしたが、本件事故につきましては、市道管理上の瑕疵により発生したものであり、本市がその責任を負うこととなります。損害に対する賠償といたしまして、被害車両の修理費用133万3,303円を賠償することでこのたび相手方との示談の条件が調いましたので、地方自治法第96条第1項第12号及び同条同項第13号の規定により損害賠償の額を確定し、和解とすることについて議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議第94号は、村上市合併特例措置逓減対策準備基金条例を廃止する条例制定についてであります。本基金は、合併に伴う地方交付税算定の特例措置等の逓減に対し、必要な財源を準備し、将来にわたる財政の健全な運営に資するため、普通地方交付税の逓減が始まる前の平成24年度に設置されたものであります。設置後、逓減期間に入る平成28年度までに20億円超の積み立てを行い、その目的を達成したところであります。現状地方交付税の減少が予算全体へ影響していることを踏まえ、本基金の残高を処分し、財政調整基金に積みかえ、災害等緊急的な対応を初め、財源に不足を生じた場合などについて機動的な充当を可能とするため、条例を廃止するものであります。

次に、議第95号は、村上東中学校調理場厨房機器購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。購入予定の村上東中学校調理場の厨房機器につきましては、調理設備の老朽化等のため更新するものであります。入札に当たっては、8月9日に14の業者による指名競争入札を執行し、旭電工株式会社と契約金額3,618万円で仮契約を締結したものであります。

次に、議第96号は、（仮称）村上市スケートパーク建設（建築本体）工事の工事請負変更契約の締結についてであります。本工事に関する契約につきましては、平成30年1月18日、第1回臨時会においてご議決をいただき、工事に着手したものであります。その後、工事の仕様等につきまして一部変更が必要となる箇所が生じたことから、設計変更に伴う変更契約を行うものであります。

主な変更内容といたしましては、土工事の施工に伴い、地中から発生したコンクリート殻及び岩石の撤去、運搬及び処分費用の増嵩と平成30年2月16日に国土交通省が決定した平成30年3月以降適用の公共工事設計労務単価について、本市におきましても当該単価の運用に係る特例措置を講ずることとしており、本工事が特例適用の対象となることから、公共工事設計労務単価の上昇に伴う請負代金の変更などで1,466万3,404円を増額し、工事請負金額を9億890万3,404円に変更するものであります。

次に、議第97号は、市有財産の譲与についてであります。当該地は、大字福田地内に存し、登記簿上の所有者が大字福田となっている土地であり、昭和22年政令第15号、いわゆるポツダム政令により旧平林村に帰属したものであります。認可地縁団体である福田区が墓地として管理しており、このたび福田区から同区の管理地として登記するための譲与申請がありました。登記簿上の名義を大字福田から福田区に変更するには、一旦市から地縁団体に譲与する手続が必要であることから、

同区に譲与し、所有権の所在を明確にするというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 議第96号の村上市のスケートパークの建設についてちょっとお伺いしたいと思います。

今回の設計変更となる理由が殻の発生、撤去という格好になっているのが大半という格好で、1,400万円のうちに約1,000万円を占めているという格好になっております。この土地については、ある某会社から寄附を受けたという格好の土地だと私は認識しておりますが、総務課長、受けるときにこういう殻の発生というものの想定、寄附を受けるときにこういう殻が土の中に入っていますよというお話しというものはなかったものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 所管、生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） ご寄附をいただく際には、その地中の土質調査等々については行っていないというふうなことで承知しております。

○議長（三田敏秋君） はい。

○3番（本間善和君） 今の質問した答えではないので、ちょっともう一回聞きますけれども、そういう殻を埋めた土地ですよというお話が前提としてなかったのでしょうかということを知っているのです。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） そういう話を伺ってはございません。

○議長（三田敏秋君） 3番、本間善和君。

○3番（本間善和君） 今回今そうしたらボーリングしたところと違ったところから多分出たと思うのですけれども、どのぐらいの、何立方メートルぐらいの土が出たものか。数量的に1,000万円となるとかなりの金額になっておりますので、その辺のところの状況をちょっとお話ししたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（板垣敏幸君） 今回発生したものの、工事の増高分の内訳でございますが、コンクリート殻、岩の埋設部の掘削につきましては、1,247立方メートルということでございます。そちらのほうの岩石の粉碎、それから運搬等々ということでございます。

内訳としましては、運搬処分、掘削につきましてはコンクリート殻の掘削で約266万円、それからその運搬処分、コンクリート殻の処分のほうで約346万円、その掘削した部分の砕石敷きということで約204万円でございます。そちらのほうに経費、消費税等々入れまして、1,035万7,200円という内訳でございます。

○3番(本間善和君) わかりました。

○議長(三田敏秋君) ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第93号から議第97号までの5議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

---

日程第11 議第 98号 村上市保育園条例の一部を改正する条例制定について

議第 99号 村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定について

議第100号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第101号 村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第102号 村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第103号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第104号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について

○議長(三田敏秋君) 日程第11、議第98号から議第104号までの7議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第98号から議第104号までの7議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

最初に、議第98号は、村上市保育園条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成31年4月1日から山北にじいる保育園と山北おおぞら保育園を統合し、山北そらいる保育園として開園することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第99号は、村上市学童保育所条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、平成31年4月1日から山北やまゆり学童保育所及び山北はまゆり学童保育所を統合し、さんばく森のなかよし学童保育所を開所することから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第100号は、村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の

一部を改正する省令の施行に伴い、家庭的保育事業等による代替保育の提供に係る連携施設の確保要件を整理したほか、家庭的保育者の居宅で保育が行われている場合の自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間を10年とするなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議第101号は、村上市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、介護保険法の一部改正により新たに共生型地域密着型サービスが創設され、障がいサービスの指定を受けている事業所が地域密着型サービスの指定を受ける場合の特例である共生型地域密着型サービスに係る基準を定める必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第102号は、村上市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、介護保険法の一部改正により、介護保険法第5条の2の規定に第2項、第3項の規定が加わったことから、所要の改正を行うものであります。

次に、議第103号は、公の施設に係る指定管理者の指定について議会のご議決をお願いするものであります。指定につきましては、公募によるもので、村上市立あらかわ保育園を現指定機関に引き続き平成31年4月1日から平成36年3月31日までの間、社会福祉法人颯和会を指定管理者に指定するものであります。なお、選定の経過等詳細につきましては、指定管理者の指定にかかわる資料をお示しをいたしましたので、あわせてご参照をお願いいたします。

次に、議第104号は、公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更についてであります。山北やまゆり学童保育所及び山北はまゆり学童保育所につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間、公募によらず特定非営利活動法人おたすけさんぽくに指定管理をお願いしておりますが、平成31年4月1日から両保育所を統合し、山北おおぞら保育園内に新たな学童保育所を開設するため、指定管理の期間を平成31年3月31日までに変更するものであります。なお、期間の変更につきましては、現在の指定管理者と協議を行っているところであります。変更による不利益が生じないように説明させていただいているところであります。

よろしくご審議の上、原案のとおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第98号から議第104号までの7議案については、議案付託表のとおり会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

---

日程第12 議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第105号 平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）を議題

といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第105号について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ17億8,440万円を追加し、予算の規模を362億8,280万円にしようとするものであります。

補正予算の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第10款地方交付税では普通地方交付税3億5,256万9,000円を、第14款国庫支出金では障害児通所サービス費負担金、地方創生推進交付金などで4,545万1,000円を、第15款県支出金では障害児通所サービス費負担金2,058万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

また、第18款繰入金では保健衛生総務債への振りかえに伴い、新潟県厚生連村上総合病院移転新築支援基金繰入金を減額をいたしましたが、介護保険特別会計繰入金及び合併特例措置遞減対策準備基金繰入金の追加により、差し引きで12億4,545万6,000円を、第19款繰越金では前年度繰越金を986万3,000円それぞれ追加をいたしました。さらに、第21款市債では臨時財政対策債を減額いたしました。保健衛生総務債及び社会教育施設整備事業債の追加により、差し引き1億810万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第2款総務費で情報通信事業特別会計繰出金などで1,059万8,000円を、第3款民生費では障害者自立支援経費などで1億1,574万5,000円を、第4款衛生費では火葬場運営経費などで591万4,000円を、第6款農林水産業費では食の村上ブランド推進事業経費、集落排水事業特別会計繰出金などで619万8,000円を、第7款商工費ではみどりの里経費などで771万円をそれぞれ追加をいたしました。

さらに、第8款土木費では道路維持管理経費、下水道事業特別会計繰出金などで9,478万7,000円を、第10款教育費では市内遺跡埋蔵文化財発掘調査事業経費、体育施設経費などで8,453万円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費で970万円を、第13款諸支出金では基金積立金14億4,928万5,000円をそれぞれ追加をいたしました。

第2条、債務負担行為の補正は、あらかわ保育園に係る指定管理料を追加し、山北やまゆり学童保育所及び山北はまゆり学童保育所に係る指定管理料を変更するものであります。

第3条、地方債の補正は、保健衛生債ほか2件の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

---

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）及び平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思いをします。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、平成30年度村上市一般会計補正予算（第4号）及び平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定をされました。

お諮りします。ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任をされました。

ただいま議題となっております議第105号については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

---

日程第13 議第106号 平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）

議第107号 平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議第108号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第109号 平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議第110号 平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議第111号 平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(三田敏秋君) 日程第13、議第106号から議第111号までの6議案は、平成30年度各特別会計補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長(高橋邦芳君) ただいま上程をいただきました議第106号から議第111号までの6議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第106号から議第111号までは、いずれも平成30年度村上市特別会計補正予算についてであります。

最初に、議第106号は、平成30年度村上市情報通信事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,260万円を追加し、予算の規模を5億9,600万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金574万7,000円を、第4款繰越金で前年度繰越金685万3,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費の朝日地区施設維持管理経費及び神林地区施設維持管理経費で1,261万5,000円を追加をいたしました。

次に、議第107号は、平成30年度村上市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,150万円を追加し、予算の規模を60億9,550万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第8款繰越金の療養給付費等交付金繰越金及びその他繰越金で1,150万円を追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務費で電算業務委託料27万円を、第7款諸支出金の療養給付費等交付金償還金及び特定健康診査等負担金償還金の国庫支出金等精算返還金で1,124万2,000円を追加をいたしました。

次に、議題108号は、平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億9,430万円を追加し、予算の規模を81億8,640万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第3款使用料及び手数料で(事業者指定等)手数料5万円を、第5款支払基金交付金で過年度精算交付分224万円を、第8款繰入金で一般会計繰入金3万4,000円を、第9款繰越金で前年度繰越金2億9,197万6,000円をそれぞれ追加をいたしまし



た。

歳出におきましては、第4款基金積立金で介護保険給付等準備基金の積立金として6,568万7,000円を、第6款諸支出金では国庫支出金等返還金として1億8,235万9,000円及び一般会計繰出金4,617万1,000円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第109号は、平成30年度村上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,160万円を追加し、予算の規模を46億6,450万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰入金で一般会計繰入金5,891万4,000円を追加し、第5款繰越金で前年度繰越金731万4,000円を減額いたしました。

歳出におきましては、第1款下水道費で公共下水道事業総務管理経費、公共下水道事業施設維持管理経費及び雨水施設維持管理経費5,152万8,000円を追加をいたしました。

次に、議第110号は、平成30年度村上市集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ580万円を追加し、予算の規模を12億350万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰入金、一般会計繰入金539万6,000円を、第5款繰越金で前年度繰越金40万4,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款集落排水費で農業集落排水事業総務管理経費及び農業集落排水事業施設維持管理経費570万5,000円を追加をいたしました。

最後に、議第111号は、平成30年度村上市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ720万円を追加し、予算の規模を4億3,270万円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、歳入におきまして、第4款繰入金、一般会計繰入金168万8,000円を減額し、第5款繰越金で前年度繰越金888万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第1款総務管理費で施設維持経費600万円を、第2款施設管理費で簡易水道建設改良経費120万円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(三田敏秋君) これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(三田敏秋君) これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第106号から議第111号までの6議案については、予算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

昼食休憩のため午前1時まで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

---

午後 0時59分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

農林水産課長の発言

○議長（三田敏秋君） ここで農林水産課長から発言を求められておりますので、これを許します。

農林水産課長。

○農林水産課長（大滝敏文君） 木村議員からの報第14号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について、平成29年度事業実績の田植・施肥の実績が計画面積よりも増加しているのに事業費が減少している理由は何かとのご質問であります。田植え作業において苗代、肥料代を農家に請求するものであります。計画では平成28年度実績により見込んでいましたが、実際には苗及び肥料を農家自身で用意する人が平成28年で6件であったものであります。平成29年度では13件と7件ふえたため、耕作面積は0.7ヘクタール増加したものの、収益額では19万6,453円減少したものでございます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） ご了承願います。

---

日程第14 議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第112号 平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第112号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成29年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてであります。平成29年度の村上市一般会計につきましては、平成30年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調整され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、平成30年8月22日付で決算審査意見書が市長宛て提出をされましたので、この審査意見書を添付し、議会の認定をお願いするものであります。

歳入総額351億5,417万9,131円、歳出総額344億5,615万3,040円で、差し引き6億9,802万6,091円を翌年度へ繰り越しました。なお、繰越明許費繰越額1,574万4,000円、継続費繰越額196万4,880円を差し引いた実質収支額は6億8,031万7,211円であります。

よろしくご審議の上、原案どおり認定を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第112号については、決算付託表のとおり会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

---

日程第15 議第113号 平成29年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第114号 平成29年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第115号 平成29年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

議第116号 平成29年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第117号 平成29年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第118号 平成29年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第119号 平成29年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第120号 平成29年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第121号 平成29年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第122号 平成29年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第113号から議第122号までの10議案は、平成29年度各特別会計歳入歳出決算認定並びに上水道事業会計決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第113号から議第122号までの10議案につき

まして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第113号から議第122号は、いずれも平成29年度村上市各特別会計歳入歳出決算認定についてであります。上水道事業会計を除く平成29年度の村上市各特別会計につきましては、平成30年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調整され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、平成30年8月22日付で決算審査意見書が市長宛て提出をされましたので、この審査意見書を付して議会の認定をお願いするものであります。

最初に、議第113号の土地取得特別会計決算は、歳入総額、歳出総額ともに1億2,742万8,396円あります。

次に、議第114号の情報通信事業特別会計決算は、歳入総額5億4,877万1,697円、歳出総額5億2,591万7,314円で、差し引き2,285万4,383円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第115号の蒲萄スキー場特別会計決算は、歳入総額1億2,643万5,040円、歳出総額1億2,641万5,350円で、差し引き1万9,690円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第116号の国民健康保険特別会計決算は、歳入総額77億2,969万4,832円、歳出総額73億8,754万8,944円で、差し引き3億4,214万5,888円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第117号の後期高齢者医療特別会計決算は、歳入総額6億4,575万7,441円、歳出総額6億3,539万5,269円で、差し引き1,036万2,172円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第118号の介護保険特別会計決算は、歳入総額79億3,069万106円で、歳出総額76億3,664万756円で、差し引き2億9,404万9,350円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第119号の下水道事業特別会計決算は、歳入総額46億9,161万2,192円、歳出総額46億5,883万1,036円で、差し引き3,278万1,156円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第120号の集落排水事業特別会計決算は、歳入総額11億8,323万2,688円、歳出総額11億5,600万3,869円で、差し引き2,722万8,819円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、議第121号の簡易水道事業特別会計決算は、歳入総額7億735万6,420円、歳出総額6億9,346万7,896円で、差し引き1,388万8,524円を翌年度へ繰り越しいたしました。

最後に、議第122号は、上水道事業会計決算についてであります。事業年度終了後、決算を調整してこれを監査委員の監査に付したところ、平成30年8月22日付で監査委員から決算監査意見書が提出されましたので、この意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。業務量は、給水量635万9,522立方メートルとなり、対前年度比1万4,836立方メートル、率にして0.2ポイントの減となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では総収入で10億6,932万4,653円、総費用9億6,855万7,007円となり、差し引き1億76万7,646円の当年度純利益を計上をいたしました。資本的収支では企業債、工事補償金などによる収入額9,551万8,639円に対し、建設改良費に2億6,849万8,050円、企業債償還金に2億8,895万4,444円、支出全体で5億5,745万2,494円となり、差し引き4

億6,193万3,855円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,885万4,847円、当年度分損益勘定留保資金3億9,761万8,971円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金2,546万37円で補填をいたしております。

以上、10の会計につきましては、当初予算及び補正予算の審議の際にご説明を申し上げました事項を、事業の効率的な運営に努めながら議会のご議決の趣旨にのっとり忠実に執行したところであり、その結果市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第113号から議第122号までの10議案については、決算付託表のとおり会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、5日から本会議を開き、一般質問を行いますので、定刻までにご参集ください。

大変ご苦労さまでございました。

午後 1時12分 散会